

## 多国籍企業の税逃れ問題

### 1 事実関係

話の発端は、2012年10月のロイター通信の記事<sup>(注)</sup>である。この記事では、世界的なコーヒーチェーンであるS社（米国を本拠地とする多国籍企業）が英国において課税逃れをしていたというものである。そして、このような事実を背景として、2013年2月にモスクワで開催されたG20でOECDに対して、課税逃れ防止を策定するように求めたのである。なお、この時期（2008～2010年）における英国の法人税率は、28%である。英国の法人税率は、2011年4月から26%、2012年4月から24%、2013年4月から23%、2014年4月から22%となる。

この事案と関連があるのかどうかかわからないが、2009年7月に英国は、外国法人からの受取配当は課税免除とする英国版の資本参加免税制度（持株制限なし）を創設している。ちなみに、オランダの同制度は、持株要件が5%である。問題はS社が英国において利益をあげていたにもかかわらず、種々の方法を組み合わせて実施することで、英国において課税上、損失を計上することで法人税の納税を逃れていたのである。

### 2 問題の所在

ここにおける問題点は3つある。1つ目は、どのような操作をすることで、英国において損失を作り出したのかという点であり、2つ目は、英国S社が2013年から2年間に利益に関係なしに2,000万ポンドの法人税を納付することで英国課税当局と合意したことである（2012年12月7日：日本経済新聞電子版）。3つ目は、日本が経験したことであるが、アマゾン社の事案（同

社の恒久的施設が日本に存在するかどうかで争った事案）において、アマゾン社は、日本以外に、フランス、ドイツ、ルクセンブルク、英国において課税案件を抱えていることが同社の報告書に記載されていたことである。

第1と第2の問題はS社自身の問題であるが、第3の問題は、S社と同様に多国籍に事業を行うIT関連企業、外食産業等に対して、関係各国の課税当局が足並みを揃えた処理をしないと、ある国では課税、他の国では課税なしという事態が生じる可能性があるため、この点は今後の動向が注目されるのである。

### 3 使用料の支払い

英国S社は売上金額の6%をブランド等の知的財産権の使用料として支払っていた。S社と同様に多国籍に展開している大手ハンバーガーチェーンのM社の支払う使用料は4～5%であった。この使用料は、英国S社の損金として処理され、その支払先は、オランダのアムステルダムに所在する英国S社の関係会社である欧州本部のE社である。この英国から支払われる使用料については、英蘭租税条約の適用ということになるが、この租税条約では、使用料所得は条約免税である。この使用料について、オランダにおける課税関係は明らかではないが、一部がスイスにある関係会社に送られていると推測されている。オランダ・スイス租税条約では、使用料所得は条約免税であり、スイスにおける受取使用料に課される税率は2%である。

この使用料所得は、本来であれば、S社の本拠地である米国に送金されるのが本来であるが、米国において法人所得となると日本よりも高率

# Topics of International Taxation

な39%の法人税が課されることから、この使用料所得は海外にプールされたものと思われる。

## 4 関連会社からの仕入

英国S社が使用するコーヒー豆は、オランダの関係会社（オランダのE社とは別法人）において焙煎され、スイスのこれも関係会社を通じて輸入していた。結果として、英国S社の利益は、オランダとスイスの関係会社に分散されたことになっている。英国は、移転価格税制を整備していることから考えると、英国S社における原材料費仕入金額過大という税務調査が行われたのかどうかは不明である。本来であれば、このような税務処理をもって、高額支払使用料と過大仕入金額ということで移転価格税制による処理が行われそうなものであるが、このような処理が行われたかどうかは不明である。S社グループが、英国S社の税務問題を事前にプランニングしていたことは明らかなものと推測できることから、移転価格税制のある意味では初歩的な調査については、十分な対策が施されていたものと思われるのである。

## 5 関連企業間への支払利子

この手法も所得の海外移転を行う場合、よく行われる方法であるが、英国S社は、ロンドン銀行間取引利率（LIBOR）の利率に4%を加えた利率で支払っていた。

## 6 今後の課題

OECDは、過去に、有害な税競争の防止の一環として、タックスヘイブンにおける税務情報の透明性の確保の他に、タックスヘイブン以外の国における租税優遇措置の廃止を求めた活動を行ったのであるが、この活動では、各国の税率についてはその国の課税高権であるとして放置せざるを得なかったのである。最近の例としては、フランス政府が所得税率の引き上げを発表した際、フランスの俳優がロシア国籍を取得

して移住するというニュースがあったが、法人においても同様なことが想定できるのである。したがって、税率の均一化という形の解決は難しいといえる。

多国籍に事業展開をする法人グループにとっては、グループ全体の税コストをいかに引き下げるかが経営上の重要項目といえる。他国と比較して高税率の国において事業展開を図る必要があるグループにとっては、この高税率の国に所在する法人所得をいかに引き下げるかということになる。

日本は、世界有数の消費国であると共に、高い法人税率の国である。この英国における税逃れ問題は他国の問題として無関心ではいられないはずである。過去において、世界的な飲料水メーカーの世界的な歌手を使ったCMが多くの国で使用された際に、その宣伝費用を関係会社間においてどのように負担するのが問題になったことがあるが、その当時と現在とは大きく違う点がある。それは、税務執行共助条約及び締結している租税条約の情報交換条項を適用した各国の課税当局間における情報交換の進展である。具体的には、同時税務調査等を通じて、その取得した情報を関係各国において交換する等の措置が可能となったことである。多国籍に展開する企業に対して、各国課税当局が国境の壁に遮られる状態は次第に解消されつつある。また、タックスヘイブンも各国と情報交換を主体とする協定を締結することにより、税務情報の情報化が進んでいるといえる。この問題はOECD等がどのような方向性を打ち出すのかを見守る必要がある。

(注) Tom Bergin, Special Report : How Starbucks avoids UK taxes (<http://www.reuters.com/assets/print/aid=USBRE89E0EX20121015>) (2013年2月11日ダウンロード)、事実関係についてはこの記事から多くを引用した。

中央大学商学部教授

矢内 一好